

○福岡地区水道企業団長期継続契約規程

平成26年3月19日 企業長決裁

(趣旨)

第1条 福岡地区水道企業団長期継続契約の範囲を定める条例(以下「条例」という。)の規定により長期継続契約を締結することができる契約の範囲は、この規程の定めるところによる。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1項第1号に定める賃貸借契約は、次に掲げる物品の賃貸借契約とする。

- (1) 機械器具
- (2) 事務用品
- (3) 電気機械器具
- (4) OA機械器具(ソフトウェアを含む)
- (5) 医療・理化学・計測用品
- (6) 車両
- (7) その他企業長が特に必要と認める物品

2 条例第2条第1項第3号に定める役務の提供を受ける契約は以下のとおりとする。

- (1) 機械警備委託契約
- (2) その他企業長が特に必要と認める委託契約

(運用)

第3条 この規程の運用にあたっては、別に定める「福岡地区水道企業団長期継続契約規程運用指針」に基づき処理するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。